

**令和 5 年**

**第 1 回 定 例 教 育 委 員 会**

**我孫子市教育委員会**



## 令和5年第1回定例教育委員会日程

日 時 令和5年1月24日（火） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名  
蒲田 知子

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市鳥の博物館条例の一部を改正する条例の制定について  
(鳥の博物館)

議案第2号 我孫子市白樺文学館基金条例の制定について  
(文化・スポーツ課)

日程第3 諸 報 告

## 目 次

議案第 1 号	我孫子市鳥の博物館条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・ 1
議案第 2 号	我孫子市白樺文学館基金条例の制定について	・・・・ 3

議案第 1 号

我孫子市鳥の博物館条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市鳥の博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 月 2 4 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

博物館法の改正に伴い、第 1 8 条の規定が削除されたことをうけて、我孫子市鳥の博物館の設置趣旨を新たに規定するため、提案するものです。

## 我孫子市鳥の博物館条例の一部を改正する条例

我孫子市鳥の博物館条例（平成元年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、 <b>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項</b> の規定により、博物館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、 <b>博物館法（昭和26年法律第285号）第18条</b> の規定により、博物館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市白樺文学館基金条例の制定について

我孫子市白樺文学館基金条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 月 2 4 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市白樺文学館事業の充実を図るため、我孫子市白樺文学館基金の設置を提案するものです。

## 我孫子市白樺文学館基金条例

### (設置)

第1条 我孫子市白樺文学館の事業（我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第11号）第6条各号に掲げる事業をいう。第6条において同じ。）の充実を図るため、我孫子市白樺文学館基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、我孫子市白樺文学館の事業に要する費用の財源に充てる場合に限って、一般会計歳入歳出予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。



附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。